

介護予防訪問介護・訪問介護契約書

訪問介護ステーション ウイング

介護予防訪問介護・訪問介護契約書

(以下、「利用者」という)

と訪問介護ステーション ウイング (以下「事業所」という)は事業者が利用者に対して行う介護予防訪問介護及び訪問介護(以下「訪問介護」という)について、次の通り契約します。

第1条 (契約の目的)

事業者は、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことが出来るよう訪問介護を提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条 (契約期間)

- 1 この契約の契約期間は、契約の日から利用者の要介護認定または、要支援介護認定(以下「要介護認定等」という)の有効期間満了までとします。
- 2 契約期間満了日の2日前までに、利用者から事業者に対して、文章による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条 (訪問介護計画書)

事業者は利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「介護予防サービス計画書」または「居宅サービス計画書」(以下、「ケアプラン」という)に沿って「訪問介護計画書」を作成します。

第4条 (訪問介護の内容)

- 1 利用者が提供を受ける訪問介護の内容は「訪問介護計画書」に定めたとおりです。事業者は「訪問介護計画書」に定めた内容について、利用者及びその家族に説明し、同意を得ます。
- 2 事業者は、サービス事業者を利用者の居宅に派遣し、「訪問介護計画書」に沿ってサービスを提供します。
- 3 第2項のサービス事業者は、介護福祉士または訪問介護委員養成研修1~3級を終了した者です。
- 4 「訪問介護計画書」が利用者との合意を持って変更され、事業所が提供するサービスの内容または、介護保険適用の範囲が変更となる場合は、利用者の了承を得て新たな内容の「訪問介護計画書」を作成し、それを持って訪問介護の内容とします。

第5条（サービスの提供の記録）

- 1 事業者は、毎回のサービス終了時に利用者から書面によりサービス提供の確認を受けます。
- 2 事業者は、サービス実施記録を作成することとし、この契約終了の2年間保存します。
- 3 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第2項のサービス実施記録を閲覧できます。
- 4 利用者は、当該利用者に関する第2項に定める『サービス実施記録』の複写物を交付受けることができます。この場合、交付に要する実費を利用者に請求致します。

第6条（料金）

- 1 利用者は、サービスの対価として、【契約書別表】に定める利用単位ごとの料金に計算された月ごとの合計料金を支払います。
- 2 事業者は、当月料金合計額の請求書に明細を付して、翌月15日までに利用者へ送付します。
- 3 利用者は、当月の料金の合計額を翌月20日までに原則的に口座引き落としの方法で支払います。
- 4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収書を発行します。ただし、口座引き落としの方法による支払いの場合は、申し出のある場合にのみ領収書を発行致します。
- 5 利用者は、居宅においてサービス従業者がサービスを実施の為に使用する水道、電気、ガス、電話の費用を負担します。

第7条（サービスの中止）

- 1 利用者は、事業者に対して、サービス提供の前日午後5時までに通知することにより、料金を負担することなくサービス利用を中止する事ができます。
- 2 利用者は、事業者に対して、サービス提供の前日午後5時までに通知することなく、サービス利用を申し出た場合、事業者は、利用者に対して、【重要事項説明書11項】に定める料金を請求することができます。この場合の料金は、第6条に定める他の料金の支払いとあわせて請求致します。

第8条（料金の変更）

- 1 事業者は、利用者に対して、1ヶ月前までに文章で通知することにより利用単位ごとの料金の変更（増額又は減額）を申し入れることができます。
- 2 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく【契約書別表】を作成し、お互いに取り交わします。
- 3 利用者は、料金の変更を了承しない場合、事業者に対し、文章で通知することにより、この契約を解除することができます。

第9条（契約の終了）

- 1 利用者は、事業者に対して、1週間の予告通知を以て文章で通知をする事により、この契約を解除することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内でもこの契約を解除する事ができます。
- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月の予告期間を以て理由を示した文章で通知することにより、この契約を解除する事ができます。
- 3 次の事由に該当した場合は、利用者は文章で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。

事業所が正当な理由もなく、サービスを提供しない場合

事業所が守秘義務に反した場合

事業所が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

事業所が破産した場合

- 4 次の事由に該当した場合は、事業者は文章で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。

利用者のサービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず15日以内に支払われない場合

利用者またはその家族が事業者やサービス従事者に対して本契約を継続しがたいほどの重要な背信行為を行った場合

- 5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

利用者が介護保険施設に入居した場合。但し、1年以内に利用者が介護保険施設を退所し、再び居宅において日常生活を営む状況になった場合は、利用者と事業者の双方の合意により契約の継続が出来るものとします。

利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）または要支援認定となった場合。ただし、1年以内に利用者が再び要介護認定となった場合は、利用者と事業者の双方の合意により契約の継続が出来るものとします。

利用者が死亡若しくは被保険者資格を失った場合。

第10条（秘密保持）

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密主義は契約終了後も同様とする。
- 2 事業者は、利用者からあらかじめ文章で同意を得ない限り、サービス担当者会議などにおいて、利用者の個人情報を用いません。
- 3 事業者は、利用者からあらかじめ文章で同意を得ない限り、サービス担当者会議などにおいて、当該家族の個人情報を用いません。

第 11 条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

第 12 条（緊急時の対応）

事業者は、現に訪問介護の提供を行っているときに利用者の病状が急変した場合、若しくはそのほか必要な場合は、迅速に主治の医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

第 13 条（身分証明書の携帯義務）

サービス従事者は、常に身分証明書を携帯し、初回訪問時及び利用者やまたは利用者の家族から提示を求められた場合には、いつでも身分証明書を提示します。

第 14 条（連携）

- 1 事業者は、訪問介護の提供にあたり、介護予防支援担当者、介護支援専門員（以下、『ケアマネージャー等』という）および保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- 2 事業者は、ケアマネージャー等より依頼があった時に、この契約書の写しをケアマネージャー等に送付します。このときには、利用者もしくは当該家族の同意を得ます。
- 3 事業者は、この契約の内容が変更された場合、またはこの契約が終了した場合、あるいは第 9 条 2 項または 4 項に基づいて解約通知をする場合、事前にケアマネージャー等に連絡をします。

第 15 条（苦情相談）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、訪問介護に関する利用者の要望苦情等に対し、迅速に対応します。

第 16 条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

第 17 条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の所在地を管轄する裁判所を第一管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

以上の契約を証するため、本書の 2 通を作成し、利用者、事業者双方が署名捺印のうえ、1 通ずつ保有するものとします。

契約締結日 平成 年 月 日

事業者：株式会社 誠心

事業所名：訪問介護ステーション ウイング

所在地：福岡県太宰府市五条二丁目18番41号

代表者名：池田 敏文 印

事業者番号：

利用者住所：

利用者氏名： 印

代理人住所：

代理人氏名： 印